

【庁議結果\_HP版】

区 分	内 容
会 議 名	令和2年度 第5回庁議
日 時	令和2年5月26日（火）午後2時00分から午後2時30分まで
場 所	庁議室
件 名	【その他】 (1)前橋市商工関係小規模事業者集中支援金について（産業経済部） (2)農業生産者等各種支援金について（農政部）

【その他】

**(1) 前橋市商工関係小規模事業者集中支援金（産業経済部）**

《産業経済部長》

新たな経済支援策として、小規模事業者に対して5万円の支援金を給付するものである。申請期間は6月1日から6月30日まで、申請方法は基本的に郵送のみであり、送付先は基本的にグリーンドーム前橋で、開封作業や審査もグリーンドーム前橋で実施する予定である。問い合わせ用の専用電話は産業政策課内に設置している。また、明日の臨時議会で議決後にHPに掲載し、市民サービスセンター及び支所等に申請書を設置する予定である。

**(2) 農業生産者等各種支援金について（農政部）**

《農政部長》

農政部についても、商工関係と同様に、全ての業種ではないが、牛肉の販売に関わる、酪農、肥育、繁殖の農家や、花卉生産者へ一律5万円の支給を検討している。しかし、商工関係の見込件数6千件と比較すると、数百件程度の件数見込であること、また、農政部職員とJAの各支所に申請受付の応援を依頼するというところもあるので、概ね対象者が絞られてくるが、JA関係でない約20件の農家についてもHP等により周知し、申請受付についても郵送等の対応を考えている。従って、市民向け広報物等は作成していないが、関係機関を通じ対象者に周知することで、漏れのないように対応していきたい。なお、申請期間は6月1日から7月31日の2か月間で対応したいと考えている。要綱等については産業政策課とも連携しながら、現在まとめているところである。

【質疑等】

**(1) 前橋市商工関係小規模事業者集中支援金（産業経済部）**

《市長》

なぜ居酒屋が支援金の対象外になるのかと言うと、群馬県の感染症対策事業継続支援金の対象事業者や前橋市経営安定資金の利用者は受給できないという条件があるからである。

**(2) 農業生産者等各種支援金について（農政部）**

《市長》

青色申告決算書などが申請書類として必要となるのか。

《産業経済部長》

その通りである。

《市長》

農政部の支援金についても同様か。

《農政部長》

花卉生産者や牛肉生産者であることの確認資料として、確定申告書の中で、15万円以上の売上があることを確認する。ない場合についても、出荷伝票の確認等、柔軟に対応していきたいと考えている。

《市長》

広報の掲載予定はあるか。

《産業経済部長》

広報まえばし6月1日号に掲載する予定である。

《政策部長》

最後に市長、総括的に何かあるか。

《市長》

ネット会議は良いと思う。各支所長は市庁舎への往復に1時間以上かかるので、貴重な時間をネットによって費やさなくてよくなるは良いことだと思う。これからも、消防局、健康部等、外部職場はぜひ活用して欲しい。

また、新型コロナウイルス感染症の第二波へ向けた対策について、健康部から色々なアイデアを出していただいているが、避難所のコロナ対策など、様々な課題へ向けて研究していただきたい。

4支所長には、スローシティを含めたアイデア出しをお願いしたい。

以 上

\* 今後の庁議開催予定

開 催 日	開催時間	場 所
6月17日(水)	午後14時00分	庁議室
6月30日(火)	午前8時45分	庁議室
7月14日(火)	午前9時00分	庁議室

5月の定例記者会見は29日(金)午後2時00分から

6月の定例記者会見は12日(金)午後2時00分から

26日(金)午後2時00分から開催します。